平成２３年（フ）第４５５号
熊本市迎町２丁目４番６号
債務者　山下　伸啓
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２７２号
横浜市中区北方町２丁目93番地の１　ライオンズマンション本牧第２―402号室
債務者　小野寺昭彦
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７３号
横浜市中区北方町２丁目93番地の１　ライオンズマンション本牧第２―402号室
債務者　小野寺昭子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５７号
群馬県伊勢崎市ひろせ町4083番地15
債務者　加藤　重夫
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年12月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
新潟市東区紫竹６丁目18番２号　サーパス紫竹207号
債務者　桒原　利夫
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金口　忠司
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１１号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地61棟1403号
債務者　伊藤　博仁
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島健太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４９号
兵庫県加西市西笠原町49―２、住民票上の住所兵庫県三木市吉川町冨岡856番地
債務者　大西　俊昭
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　豊起
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６号
宮崎県都城市高崎町縄瀬1664番地７
債務者　米澤　久美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２９５号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷971番地29
債務者　大島　康敬
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　国吉　真弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６１号
宮城県石巻市門脇字青葉東67番地５
債務者　山川　文子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
宮城県石巻市和渕字佐沼川103番地
債務者　鈴木　寛郎
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１９８２号
名古屋市名東区一社２丁目93番地の１　シングルハウスフジ102号
債務者　高橋　　克
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１号
仙台市泉区館３丁目45番地の10
債務者　鈴木　陸夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
仙台市宮城野区萩野町３丁目９番地の９　アイショウプラザ萩野町Ⅱ―501、従前の住所仙台市太白区郡山７丁目18番30―203号
債務者　半田　健治
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　美砂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係